

25 消安第6091号
平成26年3月18日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚流行性下痢の防疫対策の再徹底について

平素より家畜衛生行政の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

昨年10月に沖縄県において豚流行性下痢（PED）が確認され、その後、茨城県での発生、鹿児島県及び宮崎県での疑症事例の確認を受け、「豚流行性下痢の対策の徹底について」（平成25年12月11日付け25消安第4382号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。以下「12月通知」という。）により病原体の侵入防止や農場間伝播防止対策等について、家畜飼養者及び畜産関係者への周知及び指導をお願いしてきたところ です。

本病については、本年2月以降、多発していた南九州での新たな発生事例の確認件数は減少してきた一方で、3月18日までに新たに8県で発生が、1県で疑症事例が確認されるなど、地理的に離れた地域においても発生が確認されている状況です。

今回の流行では様々な感染拡大の要因が関わっていると考えられています。これまでの調査結果から、洗浄及び消毒の実施、農場への立入制限等の対策が一定の効果を示しているものの、単独の対策で完全な防疫効果を得ることは容易ではないため、引き続き、各農場、関連施設のそれぞれの段階で複層的な対策を実施する必要があります。

このため、12月通知で示した防疫措置等を基に、これまで得られた知見も踏まえ、下記の事項に留意の上、都道府県における対応を御確認いただくとともに、発生地域のみならず、これまでに未発生の地域においても、侵入防止の注意を怠ることのないよう、改めて関係者への周知及び指導の徹底をお願いします。

記

1 早期通報の徹底について

12月通知において早期通報を徹底するよう示したところであるが、これまでの発生事例において、家畜保健衛生所への通報時には既に発症個体が増加している事例も見受けられる。通報の遅れは他農場への感染拡大につながることから、改めて豚飼養者に対し、飼養豚の観察を徹底し、通常と異なる下痢、嘔吐、食欲不振、死亡等の症状が確認された場合には家畜保健衛生所へ迅速に通報するよう指導を徹底すること。

2 発生予防及び感染拡大防止対策について

(1) 畜産関係施設への措置

12月通知において、複数の畜産関係車両が出入りする家畜市場、と畜場、死亡獣畜取扱場等の畜産関係施設への入退場時の消毒の徹底について示しているところであるが、米国の研究者による疫学調査の結果のみならず、今回の国内での流行の事例からも、と畜場等を介した感染拡大が依然として農場間伝播の要因の一つとして懸念されている。このため、都道府県は以下の対策を実施すること。

- ① 畜産関係施設に家畜防疫員による立入確認を実施していない都道府県においては、早急に立ち入り、洗浄及び消毒の実施状況、荷下ろし作業等で他農場の作業者との交差がないか等を確認するとともに、不備が見られた場合には、改善するよう適切な指導を行うこと。
- ② 特に、他の発生県からの豚や車両等の出入りがあるなど、他県との広域的な取引のある畜産関連施設があれば、優先的に立入確認を実施すること。
- ③ 発生農場からの出荷を受け入れると畜場に対しては、洗浄及び消毒の徹底、非発生農場と搬入経路や搬入時間を区分するなど、交差汚染リスクを最小化する措置を講じるよう指導すること。
- ④ これまでの発生県における調査から、畜産関連施設に消毒設備は設置されていても実際に適切に消毒が行われていたか確認できない事例が判明しており、ウイルスの拡散を許してしまいかねない状況が確認されている。実効性のある感染拡大防止対策が講じられるよう、施設関係者と協力し、具体的な消毒の手順や消毒薬の選択、使用方法等を示し、繰り返しフォローアップを行うなど、きめ細かい対応を講じること。

(2) 養豚農場への措置

都道府県は以下の対策を実施すること。

- ① 今回の発生農場の調査において、消毒設備は設置されていたが、実際の消毒実施状況までは確認できていないことや、農場専用の衣服や靴の交換ができていない事例も見受けられた。また、農場管理者や従業員は消毒等を実施しているものの、農場に来場する関係業者において靴や使用機材の消毒が徹底されていないとの情報もある。このため、実効性のある侵入防止対策が講じられるよう、豚飼養者向けには、改めて農場や畜舎出入口での消毒の徹底、衣服の更衣、長靴の履き替えなどを指導するとともに、飼料業者、死亡獣畜取扱業者、運送業者、建設業者等の農場へ入場する作業や車両を入場させる運転者に対しては、衣服の更衣、長靴の履き替えに加え、前掛け、手袋、使用資機材などの消毒の励行及びタイヤ回り、タイヤハウス、運転席マット、車両全体の念入りな消毒を行うよう、具体的な消毒の手順や消毒薬の選択、使用方法等を示すなど、きめ細かい対応を講じること。
- ② 今回の流行において系列農場間で感染拡大する事例が複数報告されており、従業員、資機材、車両等が共通している農場で発生が確認された場合、直ちに他の同一系列農場で飼養する豚の異常の有無を確認するとともに、ヒト、モノ、車両等の洗浄及び消毒の再徹底や可能な限り発生農場では従業員の専従化、資機材及び車両の専用化を検討するよう指導すること。

- ③ PEDと類似のウイルス性状の伝染性胃腸炎（TGE）では、豚舎の餌を食べに来た野鳥によって農場間伝播が起きる事例が少なからずあるとの報告もある。このことを踏まえ、病原体の持ち込み及び感染拡大を防止するため、豚飼養舎に対し、食品残渣も含め、屋外に飼料を露出させた状態にするなど、野鳥等の野生動物が接触できる状態を作らないよう管理を徹底するよう指導すること。
- ④ 今後、気温の上昇に伴うウイルス活性の低下や豚群内の免疫獲得により、本病の症状に気付にくくなることが予想されるが、一旦農場に侵入したウイルスは、下痢の発生が収束した後も農場内に残存すると考えられている。実際に、今回の流行で発生した農場の継続的な観察において、最初に当該農場で発症が見られてから2か月以上経過した時点で、外形的に症状がなく正常便の個体からウイルス遺伝子が検出されている事例も報告されている。更に、本病は一度感染した個体の再感染もあり得ることから、発生農場においては、臨床症状が見られなくなっても、飼養衛生管理の徹底やワクチン接種による感染拡大防止対策及び哺乳豚の発症軽減対策を継続するよう指導すること。

3 発生時の対応について

本病が発生した際、発生農場の被害拡大を抑えるとともに、新たな発生を防止する対策が重要となる。迅速かつ効率的に発生予防及び感染拡大防止対策を実施するため、都道府県は、以下のとおり防疫措置を講じるとともに、発生した原因や感染経路を特定するための情報収集を行う。

- (1) 本病の発生が確認された際、新たな感染拡大を防止するため、速やかに発生農場における豚、ヒト、モノ、車両等の移動に関する疫学情報を収集し、関連農場及び施設を特定すること。
- (2) 関連農場及び施設がある場合には、直ちに関係者に連絡し注意喚起を行うとともに、必要な防疫措置を講じること。
- (3) 関連農場及び施設が他の都道府県にある場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課に連絡の上、当該都道府県に連絡すること。連絡を受けた都道府県は上記(2)と同様の措置を講じること。
- (4) なお、より早期に関連農場及び施設や感染経路の可能性を特定するため、本病を疑う病性鑑定の依頼を受け、家畜防疫員が農場に立ち入る段階で、可能な限り疫学情報を収集するよう努めること。
- (5) 収集した疫学情報については、適宜、農林水産省消費・安全局動物衛生課に報告すること。

4 ワクチンについて

これまでの調査において、妊娠豚以外へのワクチン接種や、不適切な接種時期、接種回数といった誤った使用事例が散見されている。本ワクチンの使用に際しては、用法、用量を遵守するよう指導すること。また、本ワクチンにより、子豚に十分な免疫を獲得させるためには、良好な畜舎環境の維持と飼養衛生管理の徹底が前提となることを併せて周知すること。